

情 勢 報 告

平成 27 年 11 月 10 日

中国四国農政局
地方参事官
久保 弘

平成28年度 農林水産予算概算要求の骨子

総括表

区 分	27 年 度 予 算 額	28 年 度 要 求 ・ 要 望 額	対前年度比
	億円	億円	
農 林 水 産 予 算 総 額	23,090	26,497	114.8%
1. 公 共 事 業 費	6,592	7,826	118.7%
一 般 公 共 事 業 費	6,399	7,633	119.3%
災 害 復 旧 等 事 業 費	193	193	100.0%
2. 非 公 共 事 業 費	16,499	18,671	113.2%

(注) 1. 金額は関係ベース。

2. 計数整理の結果、異動を生じることがある。

3. 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

公共事業費一覧

区 分	27 年 度 予 算 額	28 年 度 要 求 ・ 要 望 額	対前年度比
	億円	億円	
農業農村整備	2,753	3,372	122.5%
林 野 公 共	1,819	2,131	117.2%
治 山	616	717	116.5%
森 林 整 備	1,203	1,414	117.5%
水産基盤整備	721	841	116.5%
海 岸	40	47	116.5%
農山漁村地域 整備交付金	1,067	1,243	116.5%
一般公共事業費計	6,399	7,633	119.3%
災 害 復 旧 等	193	193	100.0%
公 共 事 業 費 計	6,592	7,826	118.7%

(注) 1. 金額は関係ベース。

2. 計数整理の結果、異動を生じることがある。

3. 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

平成28年度 農業農村整備事業関係予算概算要求の概要

(単位:億円)

	27年度 予算額	28年度 要求・要望額	対前年度比
農業農村整備事業	2,753	3,372	122.5%
農山漁村地域整備交付金 (農業農村整備分)	735	857	116.5%
農地耕作条件改善事業(非公共)	100	359	359.1%
計	3,588	4,588	127.9%

農業農村整備事業の概要

(単位:億円)

事 項	27年度 予算額	28年度	
		要求・要望額	対前年度比 (%)
農業農村整備事業			
国営かんがい排水	1,053	1,232	117.0%
国営農地再編整備	229	288	125.5%
国営総合農地防災	228	290	127.0%
直轄地すべり	19	15	81.6%
水資源開発	69	73	105.0%
農業競争力強化基盤整備			
うち農業競争強化基盤整備	341	478	140.2%
農業基盤整備促進	225	225	100.0%
農業水利施設保全合理化	45	70	157.8%
水利施設整備(農地集積促進型)	6	6	100.0%
農村地域防災減災	280	442	157.8%
土地改良施設管理	155	156	100.4%
その他	102	97	94.8%
計	2,753	3,372	122.5%

(注) 計数は四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

農業農村整備事業関係予算の推移

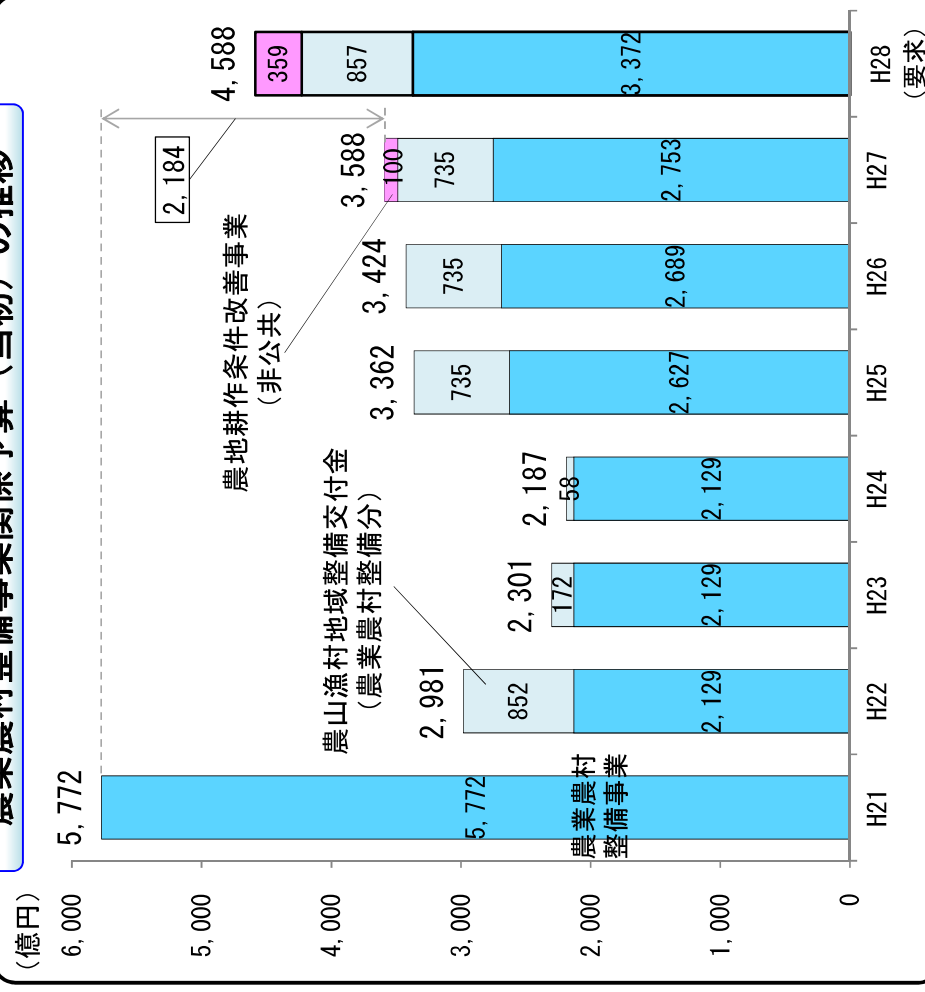
- 農業農村整備事業の平成28年度概算要求については、農業競争力強化のための農地の大区画化・汎用化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の管理体制の強化等を推進するため、3,372億円を要求。
- 農山漁村地域整備交付金の農業農村整備分及び非公共事業である農地耕作条件改善事業と合わせて、対前年度比127.9%の4,588億円を要求。

平成28年度予算概算要求

単位：億円

	H27 予算	H28 概算要求	前年度比	
農業農村整備事業	2,753	3,372		122.5%
農山漁村地域 整備交付金 (農業農村整備分)	735	857		116.5%
小計	3,488	4,229		121.2%
農地耕作条件改善事業 【非公共】	100	359		359.1%
計	3,588	4,588		127.9%

農業農村整備事業関係予算（当初）の推移



注： 計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

日本型直接支払

【82,901(79,859)百万円】

対策のポイント

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

<背景／課題>

- ・農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。
- ・しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- ・また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- ・このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

政策目標

地域の共同活動、中山間地域等での農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組の着実な推進

<主な内容>

1. 多面的機能支払交付金 51,251(48,251)百万円

(1) 農地維持支払

農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

〔補助率：定額（都府県の田：3,000円/10a等）
事業実施主体：農業者等の組織する団体〕

(2) 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

〔補助率：定額（都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400円/10a等
都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400円/10a等）
事業実施主体：農業者等の組織する団体〕

[平成28年度予算概算要求の概要]

2. 中山間地域等直接支払交付金 29,000(29,000)百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

第4期対策（平成27年度～31年度）では、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。

〔補助率：定額（田（急傾斜）：21,000円/10a、畑（急傾斜）：11,500円/10a等）
事業実施主体：農業者の組織する団体等〕

3. 環境保全型農業直接支払交付金 2,651(2,609)百万円

農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

〔補助率：定額（緑肥の作付：8,000円/10a等）
事業実施主体：農業者の組織する団体等〕

〔お問い合わせ先：
1の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2447)
2の事業 農村振興局中山間地域振興課 (03-3501-8359)
3の事業 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)〕

日本型直接支払の概要

【平成28年度予算概算要求額 82,901(79,859)百万円】

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

制度の全体像

多面的機能支払 51,251(48,251)百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



水路のひび割れ補修



植栽活動

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等

中山間地域等直接支払 29,000(29,000)百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持する活動を支援



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,651(2,609)百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



緑肥の作付け

多面的機能支払制度の概要

【平成28年度予算概算要求額 51,251 (48,251) 百万円】

多面的機能支払交付金
48,799 (45,299) 百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援。

○ 農地維持支払

【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

○ 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動
（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

◎ 単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保管理支払の5年以上継続地区等は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：畑には樹園地を含む

【多面的機能支払推進交付金】 2,452 (2,952) 百万円

都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援

平成28年度予算概算要求 農業農村整備事業関係予算

新規・拡充事業 パンフレット集



平成27年
農林水産省農村振興局

目次

農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業)【拡充】	1
農業水利施設保全合理化事業【拡充】	2
農地耕作条件改善事業【拡充】	3
農村地域防災減災事業【拡充】	4
水土集中強化対策事業【新規】	5
土地改良施設維持管理適正化事業【拡充】	6
基幹水利施設管理事業【拡充】	7
国営かんがい排水事業【拡充】	8
国営地域防災減災対策一体型かんがい排水事業【拡充】	9
国営水利総合対策事業【新規】	10
農山漁村地域整備交付金	
・農村集落基盤再編・整備事業【新規】	11
・農業集落排水事業【拡充】	12

農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）【拡充】

1. 事業内容

- 農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を行うとともに、担い手への農地の集積・集約化を推進します。
 - ・主な工種：区画整理、暗渠排水、農業水利施設の整備 等
 - ・主な附帯事業：都道府県営及び国営の農地整備事業を実施する地区において、中心経営体への農地集積率に応じて、事業費の最大12.5%の促進費を交付します。



区画整理（農地の大区画化）



暗渠排水



農業用排水路



畑地かんがい施設

拡充のポイント New!

- 農地整備事業（畑地帯担い手育成型）の採択要件の緩和
中山間地域において畑地帯の基盤整備を推進するため、事業の採択要件を緩和します。
（現行：受益面積20ha以上 → 拡充後：受益面積10ha以上）
- 「先進的省力化技術導入支援事業」の追加（附帯事業に追加）
都道府県等が行う先進的な省力化技術の導入に向けた計画づくり、普及啓発活動等を支援します。
（都道府県営及び国営の農地整備事業を実施する地区を対象とします。）



2. 実施要件

- 受益面積20ha以上（中山間地域においては10ha以上）等
- 担い手への農地集積率50%以上 等

3. 実施主体

- 都道府県 等

4. 補助率

- 1/2 等

お問い合わせ先：農林水産省農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

農業水利施設保全合理化事業【拡充】

1. 事業内容

- 地域全体の用水需要や水管理等の実態把握、現行の水管理体制や配水ルール等の診断・見直し、施設の機能診断や機能保全計画等の策定を支援します。
- 水路のパイプライン化やゲートの自動化等の合理化整備、地下水利用や反復利用等の水資源確保のための整備、農業水利施設の補修・更新等を支援します。

拡充のポイント *New!*

- ・ 施設の機能診断や機能保全計画策定などを定額助成により引き続き支援します。
- ・ 用水必要量の急激な変化や、用水管理の省力化等の課題に素早く対応するため、必要となる調査・計画（ソフト対策）と施設の整備（ハード対策）を一体的に実施できるように拡充します。



開水路のパイプライン化



分水ゲートの自動化



水利用や水管理体制の見直し



水位調整ゲートや反復利用施設の整備

2. 実施要件

- 受益面積20ha以上であること 等

3. 実施主体

- 都道府県、市町村、土地改良区 等

4. 補助率

- 50% 等（ハード整備 等）
- 定額（施設の機能診断・機能保全計画策定、施設計画策定）

お問い合わせ先：農林水産省農村振興局水資源課（03-3502-6246）

農地耕作条件改善事業【拡充】

1. 事業内容

- 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を加速するため、農業者の自力施工も活用し、機動的な区画拡大や暗渠排水等の耕作条件の改善を支援します。
 - ・ 主な工種：定額助成（区画拡大、暗渠排水等）
定率助成（農地・農業水利施設の整備等）
 - ・ 事業の特徴：事業実施年度に入ってから採択申請が可能（複数回受付）。
都道府県から国への申請だけでなく、農地中間管理機構から国への直接申請も可能。

定額助成単価

- ・ 区画拡大 10万円/10a
- ・ 暗渠排水 15万円/10a 等

中心経営体に一定規模以上集約化（面的集積）する農地については、定額助成単価を2割加算

拡充のポイント New!

- ・ 貸しやすく・管理しやすい農地に整備するための支援を拡充します。
～土壌改良や進入路の設置、カバープランツ等きめ細かい整備が単独で実施できます！～



畦畔除去



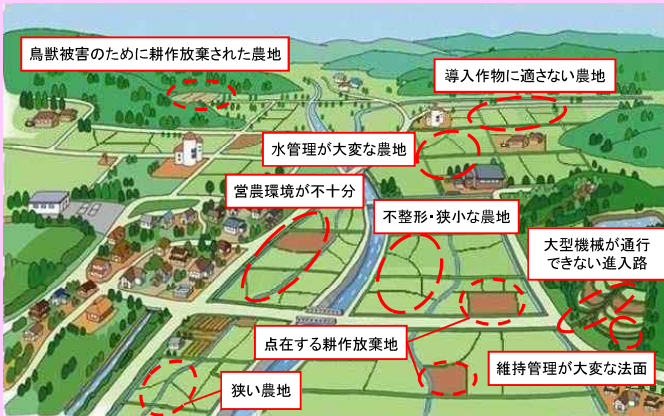
暗渠排水



用排水路



計画策定



土壌改良



農作業道・進入路



営農飲雑用水



農地造成

事業実施区域に、本事業の実施により、重点実施区域に指定されることが確実に見込まれる区域を追加。

事業実施主体に、農業法人等を追加。

…拡充内容

2. 実施要件

- 農振農用地のうち、農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実に見込まれる区域（これらを受益とする施設も対象）
- 総事業費200万円以上
- 受益者数2者以上

3. 実施主体

- 農地中間管理機構
- 都道府県、市町村
- 土地改良区、農業協同組合、農業法人 等

4. 補助率

- 定額、1/2 等

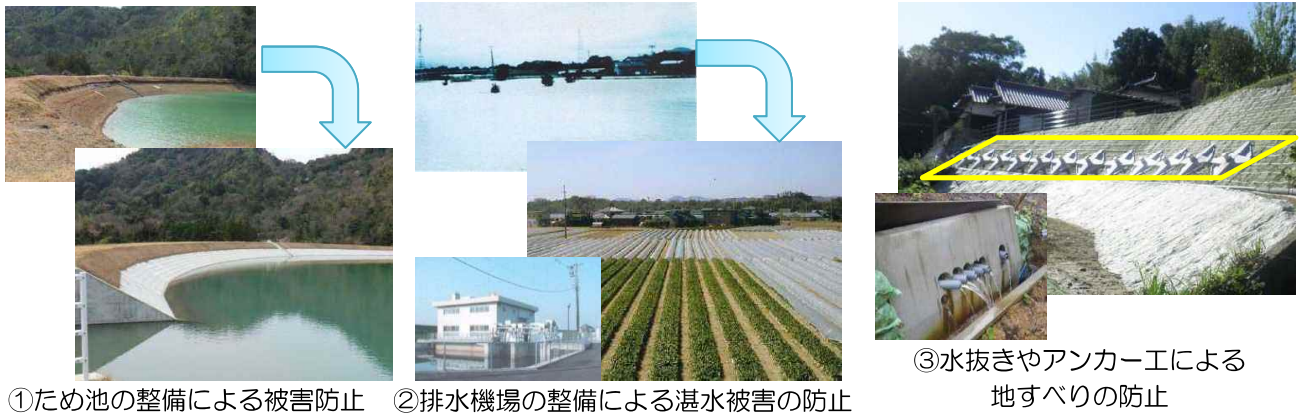
これなら
思い通りに
整備が
できるわ！



農村地域防災減災事業【拡充】

1. 事業内容

- 地震や集中豪雨等による農地や農業用施設などへの被害を防止するために、ため池や排水機場の整備、災害時の避難経路を示したハザードマップの作成などを支援します。
- 本事業により、災害に強い農村地域づくりを推進します。

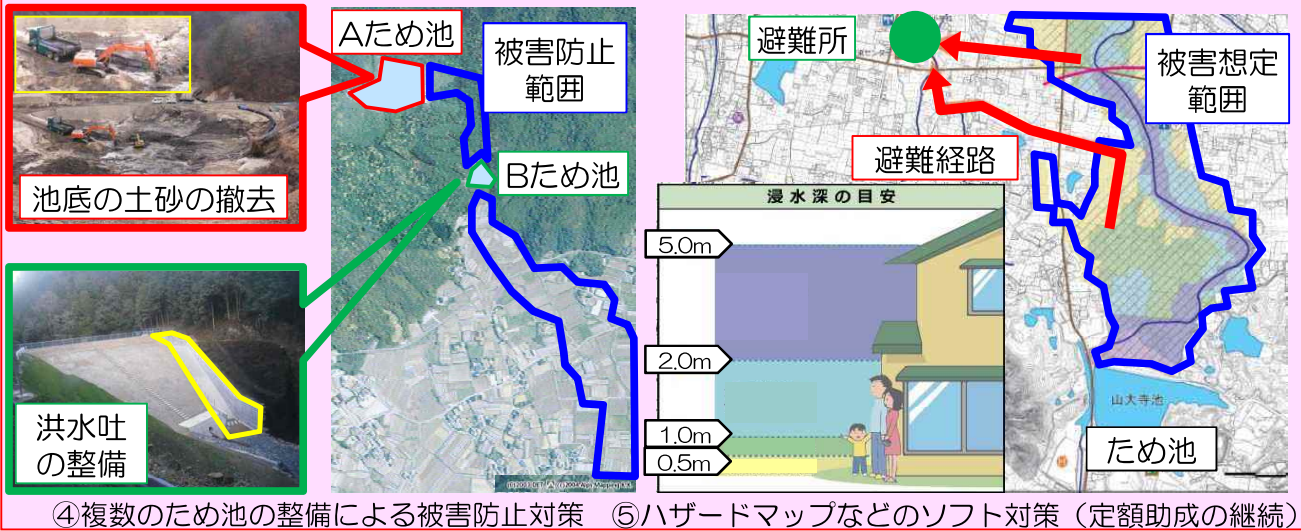


①ため池の整備による被害防止 ②排水機場の整備による湛水被害の防止

③水抜きやアンカー工による地すべりの防止

拡充のポイント New!

- 複数のため池の整備による下流域の被害防止対策を新たに支援します。
(この場合、受益面積2ha未満のため池も都道府県営事業で整備可能となります。)
- ハザードマップの作成などに対する定額助成を平成30年度まで継続します。



④複数のため池の整備による被害防止対策 ⑤ハザードマップなどのソフト対策（定額助成の継続）

2. 実施要件

- ① 個別ため池の整備 : かんがい受益面積2ha以上 等
- ② 排水機場の整備 : 受益面積30ha以上 等
- ③ 地すべり防止施設の整備 : 総事業費7,000万円以上 等
- ④ 複数のため池の整備 : かんがい受益面積の合計が10ha以上 等 **New!**
- ⑤ ハザードマップの作成 : 周辺への影響が著しく大きい農業施設 等

3. 実施主体

- 都道府県、市町村、土地改良区 等

4. 補助率

- 50%、55%、定額 等

お問い合わせ先：農林水産省農村振興局防災課（03-6744-2210）

水土集中強化対策事業【新規】

1. 事業内容

- 土地改良施設の診断・管理指導、複式簿記会計の指導等（施設・財務管理強化対策）
- 換地業務に係る現地指導や財産管理制度の活用推進支援等（受益農地管理強化対策）
- 土地改良区合併に対する支援等（統合整備強化対策）
- 土地改良区役職員等の技術向上のための研修・人材育成

新規のポイント New!

- ・ 土地改良区の組織運営基盤・事業実施体制の強化を図るため、合併等の推進支援、複式簿記会計の導入推進、財産管理制度の活用支援等を実施します。

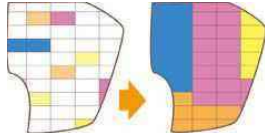


土地改良施設の診断・管理指導



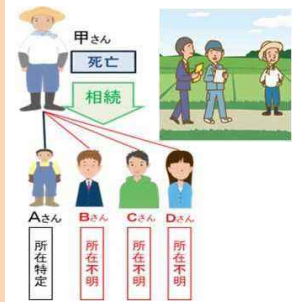
複式簿記会計等財務管理に関する重点地区指導等

施設・財務管理強化対策



換地業務に係る現地指導

受益農地管理強化対策



財産管理制度の活用推進支援（実態調査等）



- 統合整備協議会の設置、統合整備計画の策定等
- 都道府県による統合整備重点地区指導

統合整備強化対策



- 土地改良区役職員等の技術向上のために必要な各種研修の実施

統合整備推進関係、財務・会計関係、換地技術関係、
基幹水利施設保全管理技術関係、
設計・積算等技術実践関係 等

研修・人材育成

2. 実施主体

- 土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会、都道府県、民間団体（公募）

3. 補助率

- 定額（民間団体）
1/2（土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会、都道府県）

土地改良施設維持管理適正化事業【拡充】

1. 事業内容

- 農業水利施設の機能の保持のため必要となる整備補修（オーバーホール、塗装等）や望ましい生産構造の実現に資するための整備改善（揚水機の変速機の設置等）を実施。

ポンプのオーバーホール(分解整備)



ゲートの塗装



拡充のポイント *New!*

- ・ 機能診断により必要と認められた整備補修を助成対象に追加します。

【 現行の実施要件 】

- ・ 国、都道府県等が機能診断を行った施設であっても、改めて都道府県土連による診断・管理指導を受ける必要

機能診断(国、都道府県等)



診断・管理指導(都道府県土連)



土地改良施設
維持管理適正化事業

【 見直し後の実施要件 】

- ・ 「機能診断に基づき定められた機能保全計画において、必要と認められた整備補修であること」を実施要件に追加し、機能診断の成果を有効に活用できるように措置

機能診断
(国、都道府県等)

実施要件に追加

診断・管理指導
(都道府県土連)

従来の実施要件

土地改良施設
維持管理適正化事業

2. 実施要件（下線部は見直し内容）

- 都道府県土地改良事業団体連合会の管理専門指導員による診断・管理指導又は国、都道府県等が行う機能診断の結果、必要と認められた整備補修であること。

3. 事業主体等

- 事業主体：全国土地改良事業団体連合会
- 実施主体：土地改良区 等

4. 補助率

- 30%

お問い合わせ先：農林水産省農村振興局土地改良企画課（03-3502-6006）

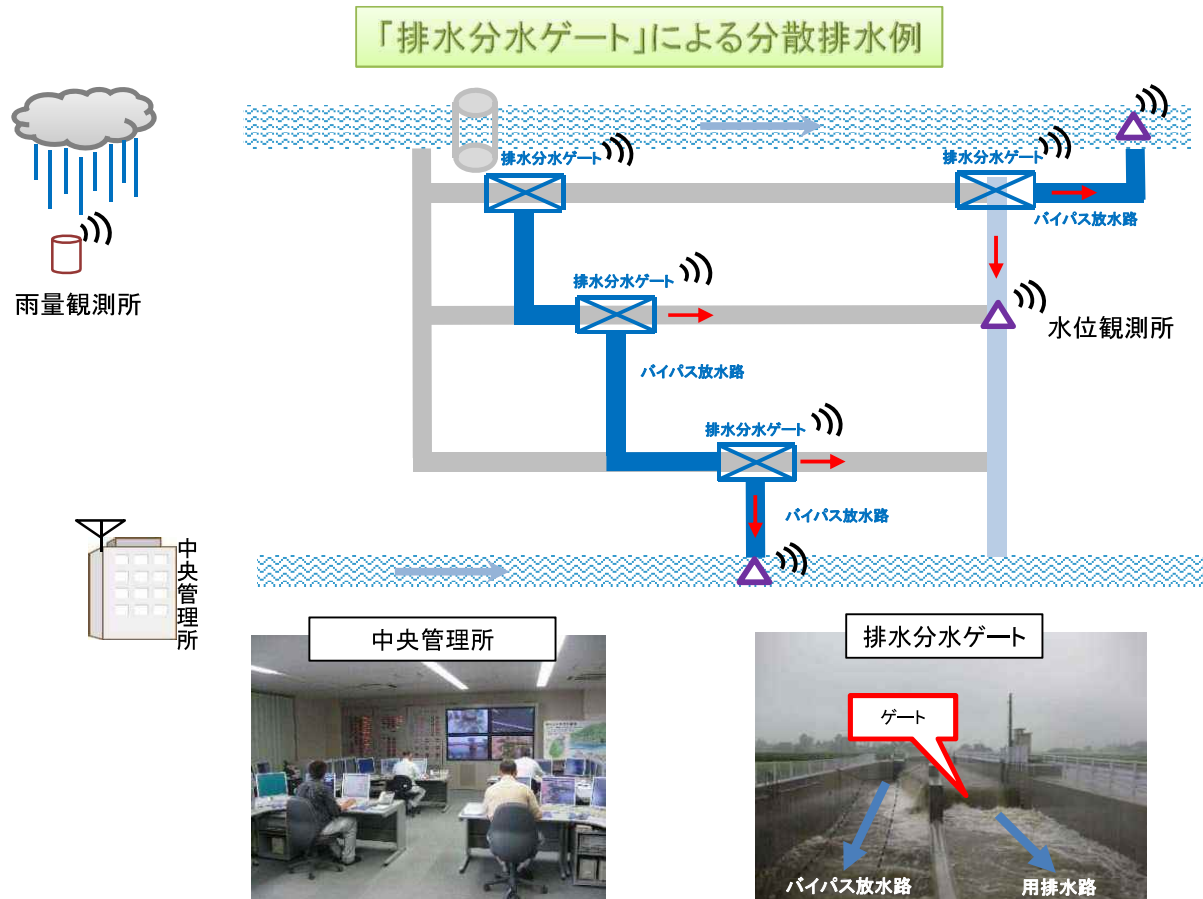
基幹水利施設管理事業【拡充】

1. 事業内容

- 都道府県または市町村が管理する国営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門等の基幹的な水利施設の維持管理費用を支援します。

拡充のポイント New!

- ・ 新たに「排水分水ゲート」を補助対象施設に追加します。



2. 対象施設

以下の全ての要件を満たす排水分水ゲート

- 同一管理者による管理
- 複数の排水先が存在
- リアルタイムで集約された水利情報に応じた連携操作の必要性

【施設規模】

流末の排水先への総分水量が
1.5m³/s以上（重複を除く）

3. 実施主体

- 都道府県または市町村

4. 補助率

- 30%

お問い合わせ先：農林水産省農村振興局水資源課（03-3591-7073）

国営かんがい排水事業【拡充】

1. 事業内容

- 基幹的な農業水利施設の整備・更新を行います。
- 具体的には、安定的な用水供給機能を確保及び排水条件を確保するため、ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の整備を行います。

拡充のポイント *New!*

- ・ 国自ら国営造成施設の機能診断及び長寿命化計画の策定を行い、施設の長寿命化を推進します。

従来の対応



深刻な機能低下



再建設

+

機能診断や長寿命化計画の策定により、施設の長寿命化を推進



コア採取による強度測定



開水路の補修

2. 実施要件

- 受益面積 3,000ha（畑においては1,000ha）以上
- 末端支配面積 500ha（畑においては100ha）以上

3. 実施主体

- 国

4. 国庫負担率

- （基本）農林水産省2/3、北海道・離島75%、沖縄・奄美90%

お問い合わせ先：農林水産省農村振興局水資源課（03-6744-2206）

国営地域防災対策一体型かんがい排水事業【拡充】

1. 事業内容

- 農業水利施設の整備に当たり、他動的要因により機能低下が著しい農業用の排水施設や農業用ダム等の機能を一体的に回復することにより、農業生産性の維持・向上と地域の防災・減災力の向上を一体的に推進します。

拡充のポイント *New!*

- ・ 地域防災対策に、異常気象等により機能が低下したダムの機能回復（堆砂対策）を追加します（地域防災対策の農家負担ゼロ）。



老朽化



湛水被害



ダムの堆砂

老朽化・機能向上対策と地域防災対策を一体的に実施



水路の改修



排水機場の改修



ダムの堆砂除去

地域防災対策

2. 実施要件

- 受益面積 3,000ha（畑においては1,000ha）以上
- 末端支配面積 500ha（畑においては100ha）以上
（地域防災対策については300haほか）

3. 実施主体

- 国

4. 国庫負担率

- （基本）農林水産省2/3、北海道・離島75%、沖縄・奄美90%

お問い合わせ先：農林水産省農村振興局水資源課（03-6744-2206）

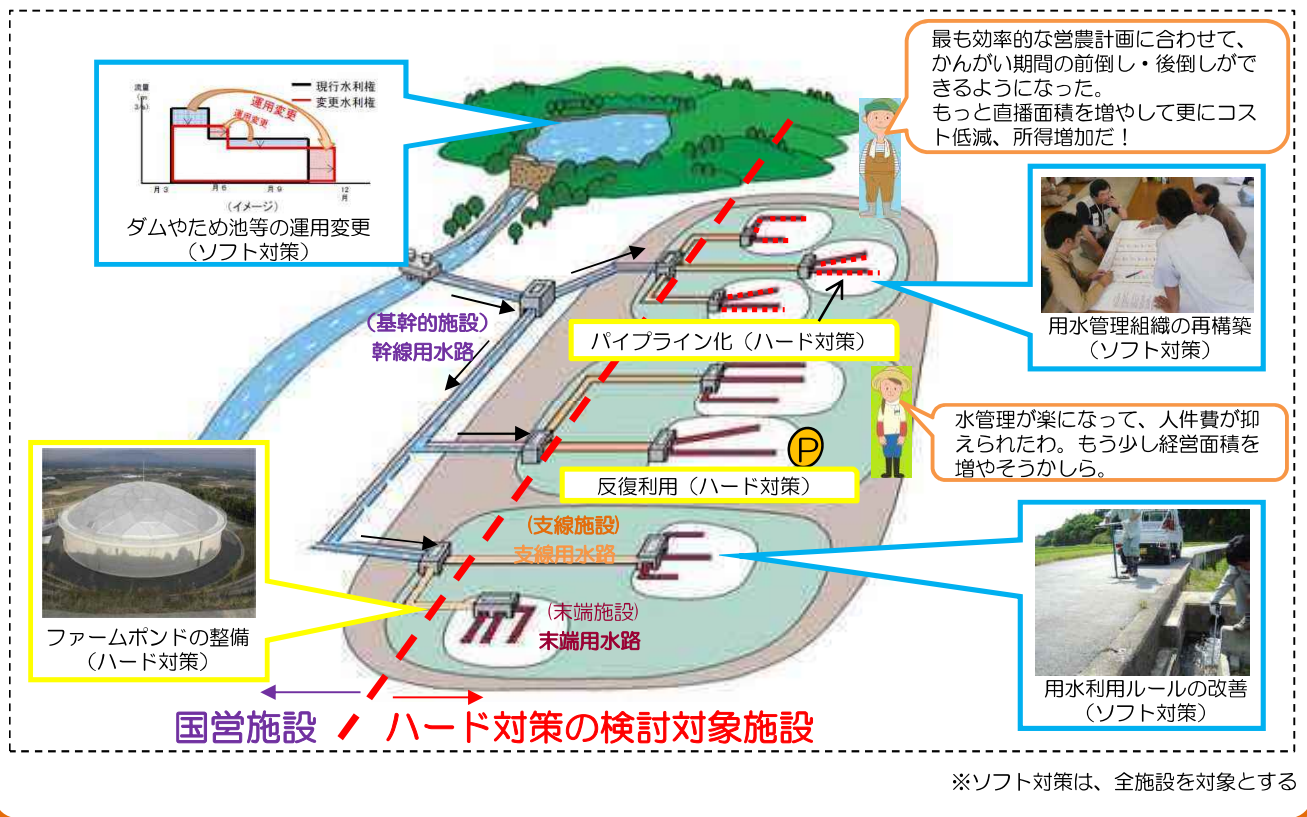
国営水利総合対策事業【新規】

1. 事業内容

- 地域営農の動向や営農に必要な農業用水の量、農業用水の配水状況を調査します。
- 国・都道府県・市町村・土地改良区・JA等で集まり、国営施設以外の施設に着目したハード対策とソフト対策を組み合わせた対策計画を策定します。

新規のポイント *New!*

- 既存施設の水利機能最大化させ、担い手等が目指す営農に必要な農業用水を確保・担い手の用水管理負担を軽減します。



2. 実施要件

- 国営事業が完了した地区

3. 実施主体

- 国

4. 国庫負担率

- 100%

5. 関連事業

- ハード対策は、農業水利施設保全合理化事業等の補助事業で実施

お問い合わせ先：農林水産省農村振興局水資源課 (03-3502-3083)

農村集落基盤再編・整備事業（農山漁村地域整備交付金）【新規】

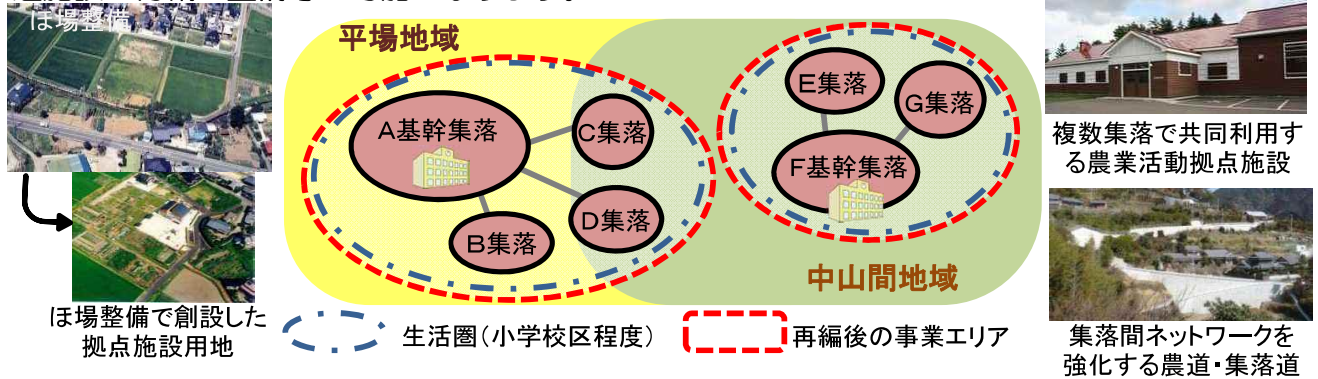
1. 事業内容

○ 地域における農業・農村の活性化を図るため、農業生産基盤と農村生活環境の一体的な整備を支援します。

拡充のポイント *New!*

- ・ 人口減少等に対応して、地域全体でコミュニティ機能を維持するため、平場及び中山間地域にまたがる地域においても農業・生活関連施設の一体的な再編・整備を支援できるよう、立地地域毎の従来事業（集落基盤整備事業、中山間地域総合整備事業）を再編・拡充します。
- ・ 幅広い地域で効率的に農業・生活関連施設の再編を実施できるよう、平場地域のみで実施可能であった施設の補強や除却等を中山間地域での事業メニューにも追加します。
- ・ 平場地域でも農村振興基本計画の作成が必須とならないよう、計画要件を統一します。
- ・ 集落間ネットワークの強化を支援するため、農道橋等の保全対策を追加します。
- ・ 農業・生活関連施設の再編・整備に関する実施計画の作成を支援します（ソフト）。
- ・ 施設機能が集約された地域において社会を支える取組の初期活動を支援します（ソフト）。

○平場及び中山間地域にまたがる地域においても生産基盤の整備と合わせて、農業・生活関連施設の再編・整備等が可能になります。



○施設機能の集約後も地域コミュニティが存続するよう地域社会を支える取組を支援します。



地域運営組織の活動方針の検討会



冬期のコミュニティ機能維持のための除雪



地域活性化のための都市住民との交流

2. 実施要件

- 農業振興地域 等
- 生活環境整備の実施は、生産基盤整備と一体、又は周辺農用地の整備が完了（近い将来完了見込みを含む）している地域。

3. 実施主体

- 都道府県、市町村 等

4. 補助率

- ハード 中山間地域 55% 等、それ以外の地域 50% 等
- ソフト 50%

お問い合わせ先：農林水産省農村振興局農村整備官（03-6744-2200）

農業集落排水事業（農山漁村地域整備交付金）【拡充】

1. 事業内容

- 農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備等を通じて、農村地域の生活環境の確保を図るとともに、処理水の再利用や発生活泥の農地還元を通じた水資源・有機資源のリサイクルを推進します。

拡充のポイント *New!*

- ・ 人口減少等に対応し、農業集落排水施設の効率的な運営を目指して複数の施設の統合等を行うための再編整備計画の策定を支援します。

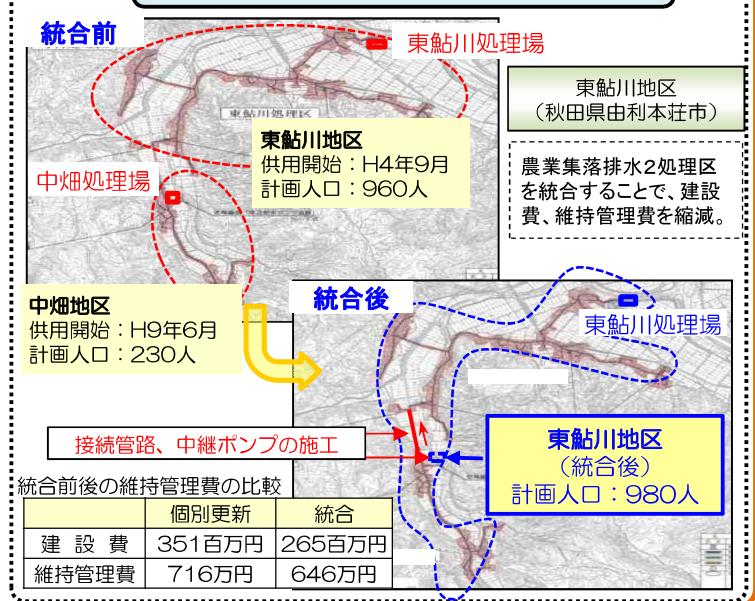


農業集落排水施設の整備



汚泥の堆肥化等による農地還元

農業集落排水施設の統合の事例



2. 実施要件

- ① 農業集落排水施設の整備・改築
 - ・ 整備：20戸以上（北海道、沖縄、奄美群島にあっては10戸以上）
 - ・ 改築：改築に要する費用の額が200万円以上、原則として供用開始後7年以上経過
- ② 整備又は改築の事業の施行に必要な調査及び計画の策定
- ③ 機能診断調査、最適整備構想の策定
- ④ 再編整備計画の策定（拡充）
 - ・ 複数の農業集落排水施設を管理していること

3. 実施主体

- ①、② 都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合 等
- ③、④ 市町村

4. 補助率

- ① 内地・北海道・離島 50%・沖縄 75%・奄美 60%
- ② 50%
- ③ 機能診断調査：定額（1処理区当たり上限200万円）
最適整備構想：定額（1市町村（構想）当たり上限800万円）
- ④ 50%

お問い合わせ先：農林水産省農村振興局農村整備官（03-6744-2209）